（記載例）3…未徴収税額を一括徴収し、11月分で納入する場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。

※市町村使用欄	

4 年 10 月 31 日

邑楽町長 様

（特別徴収義務者）給与支払者

所在地	〒370－0603 邑楽郡邑楽町大字中野2570－1
氏名又は名称	邑楽産業(株)
代表者の職氏名	邑楽太郎
法人番号（個人番号）	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

特別徴収義務者指定番号	1 2 3 4 5 6
整理番号	0 0 5 6
連絡者の係及び氏名並びに電話番号 係	人事課給与係
氏名	邑楽一郎
電話	0276－88－5511

必ず記入してください。

給与所得者						
フリガナ	オウラ ハナコ	（ア）特別徴収税額（年税額）	12,000円	異動年月日	4 年 10 月 31 日	異動後の未徴収税額の徴収
氏名	邑楽 花子	（イ）徴収済月	4 年 6 月から 4 年 10 月まで	異動の事由	①退職(普・障) 2.転勤・転職 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.会社倒産 7.住所誤報 8.育児休業 9.その他 A.総受給者が2人以下 B.他事業所で特別徴収 C.給与から税額が引きれない D.給与の支払が不定期 E.事業専従者	1.特別徴収継続（新勤務先で徴収を継続）→新勤務先でC欄を記入
生年月日	1975年 1 月 1 日 旧姓	徴収済額	5,000円			②一括徴収（未徴収税額を退職者から全額徴収して納入）→A欄を記入
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	7,000円			3.普通徴収（未徴収税額を本人が納付）→B欄を記入
1月1日現在の住所	（必ず記入願います。）邑楽郡邑楽町大字光善寺364					
現住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所）同上					

1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額（支払予定額）
円 1,589,321	円 9,543,210
控除社会保険料額	勤続年数
円 123,432	年 19

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A欄 一括徴収の理由

異動者印：邑楽

①. 異動が 4 年12月31日までで、申出があったため（ 10 月 25 日申出）
2. 異動が 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため

B欄 一括徴収できない理由

（○を付してください。）
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため
2. その他 理由（ ）

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額 支払予定日ごとの徴収予定額	合計（上記(ウ)と同額）
10 月 25 日	1,000円	7,000円
月 日	円	

一括徴収した税額は、 11 月分で納入します。
（ 12 月 12 日納期限）

※市町村使用欄

C欄 転勤等による特別徴収届出書 （左欄の注意事項を参照してください。）

上記の者に係る月割額 円を 月分から徴収し納入します。

（特別徴収義務者）給与支払者

所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名	

特別徴収義務者指定番号	新規
連絡者の係及び氏名並びに電話番号 係	
氏名	
電話	

給与支払方法及びその期日		【新規の場合】特別徴収用納入書	必要 ・ 不要	経理責任者氏名	

※2枚以上必要な場合は、コピーしてご使用ください。

ご注意

1 「整理番号」の欄には、給与所得等に係る特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

3 新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

4 **一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。**

※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。